

西尾市が抱える

産廃処分場問題のいま

一色町生田地区には、産業廃棄物最終処分場（産廃処分場）の問題が2つあります。一つは、過去に民間の事業者が産廃処分場を設置し、廃棄物の埋め立てを行った後、排水処理を行わずに「放置された産廃処分場の跡地」問題。もう一つは、新たな事業者が跡地を取り囲む区域で計画している「新たな産廃処分場の建設」問題。いずれも、地域住民だけでなく、市全体で考えなくてはならない重要な問題です。

問題 環境保全課環境保全担当（☎34・8111／クリーンセンター内）

これまでの経緯

昭和59年 事業者が産廃処分場（第1・第2工区／3ページ位置図）の設置届を県に提出

※埋立品目：鉱さい

平成6年 事業者が産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場（第3工区／3ページ位置図）を拡張

※埋立品目：燃え殻、汚泥、廃プラスチック、鉱さいなど

平成15年 事業者が排水処理施設の運転を停止。以降、処分場を放置

平成18年 施設設置の許可権者である県が、最終処分場の許可を取り消し

平成25年 三重県の事業者が放置された産廃処分場を取り囲む区域での「新規産廃処分場の設置と、跡地の廃棄物の無害化」を市に提案

- ・県漁業協同組合連合会（県漁連）西三支部と一色地区町内会長連絡協議会が、産廃処分場建設に反対する要望書を市長に提出
 - ・市議会が産廃処分場建設反対を決議。県知事宛てに意見書を提出
 - ・放置された産廃処分場の跡地問題の解決手法を協議するため、地域住民や産業団体の代表、弁護士や大学教授などの有識者が構成する「一色地区産廃跡地問題地域会議（地域会議）」を市が設置
- 平成27年
- ・県漁連が産廃処分場建設反対を求める要望書を県知事宛てに提出
 - ・一色町生田町内会などが、産廃処分場建設反対の署名（818人分）と要望書を県知事宛てに提出
 - ・地元住民などが産廃処分場建設阻止などを目的に「三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会（三河湾

を守る会）」を設立

- ・三河湾を守る会が産廃処分場建設反対の署名（一色地区の市民2万535人分）と要望書を県知事と県議会議長宛てに提出

平成28年 三河湾を守る会が産廃処分場建設反対の署名（一色地区以外の市民2万6470人分）と要望書を県知事宛てに提出。県に対する指導や法律の規制強化を求める要望書を環境大臣宛てに提出

平成29年

- ・市議会が、産廃処分場建設を許可しないことを求める意見書（1月）と、産廃処分場建設に反対する意見書（5月）を県知事宛てに提出
- ・中村市長が新たな産廃処分場の建設について、これまでと同様に反対していくことを市議会7月臨時会で所信表明

放置された跡地の問題

■概要

面積 約15ヘクタール

事業内容 産廃処分場（管理型処分場）

埋立容量 約67万4000立方メートル

■市の対応

※一般廃棄物最終処分場も兼ねていたため、平成6年～11年に、当時の西尾幡豆広域圏組合が処理した可燃ごみの焼却灰も処分されています。



すべては未来のために

26年に設置した地域会議では、問題の概要や法の適用とともに、現在、県や市が実施している周辺水路の水質・底質の環境調査で異常が見られていないことなどの情報を共有。現地を確認した上で、廃棄物の全量運び出しやその場所での封じ込めという解決手法を検討してきました。

●29年7月の第5回地域会議で示された3つの方向性

①放置された産廃処分場跡地はアシやススキなどの植物が繁茂し、隣接する排水路を含め、鳥類や爬虫類などいろいろな生物が確認できる。特に葦原では、絶滅危惧種の



産廃処分場の位置図

□ 新たな産廃処分場の計画地 □ 放置された産廃処分場の跡地

野鳥・チュウヒが越冬している状況から、跡地が周辺の生活環境や自然環境に影響を及ぼしているとは考えにくい。掘り返しなどはせず、当面の間、環境の監視を継続するのが望ましい。

②現在、県や市が行っている周辺水路の水質・底質の調査の頻度などを見直し、環境を監視すること。

また、これまで行われていない地表面へのガスの発生状況の調査を検討すること。

③環境調査の結果を協議できる組織づくりを検討すること。

新たな建設の問題

これらの方向性は「提案書」としてまとめられ、8月10日に市長に提出されました。市長は「専門的知見を踏まえた提案であるため、内容を尊重し、対応を考えたい」と回答しました。今後、県と協議し、対応を検討していく予定です。

概要

この概要は、25年7月に事業者から市に提案された内容を抜粋しています。

ます。詳細な計画は現段階では示されていません。

面積 約53ヘクタール

事業内容 産廃処分場（管理型処分場）、中間処理施設

処理品目 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ダスト類、ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類、鉋さい、第13号廃棄物、廃油 など

埋立容量 最大約1000万立方メートル

埋立期間 40年～50年

市の対応

29年5月10日、榊原康正前市長が、産廃処分場の建設地に適さないとして、新たな処分場の建設に許可を与えないことを求める要望書を県知事宛てに提出。産廃処分場の建設に反対する姿勢を明確に示しました。

●産廃処分場の建設地に適さないとし、市が考える理由

①南海トラフ地震の被害想定によると、計画地周辺では最大4メートルの津波が押し寄せるとともに、矢作川の堆積地であることから、液状化の危険性が「極めて高い」地域とされているため

②新たな産廃処分場が建設され、災害により処分場の廃棄物や汚水が三河湾に流出した場合、その実害は市内漁業の被害だけでなく、三

河湾に面する全ての住民や自治体に影響を及ぼすと考えられるため

29年8月、周辺地域の影響を調査・研究するため、環境影響評価や地盤工学、経済学を専門とする大学教授などで構成する「産廃処理施設建設計画影響調査研究会（研究会）」を設置。今後、この計画地が適地ではないことを証明していきます。

第2回研究会を開催

日時 10月25日(水) 午後2時
場所 クリーンセンター研修室（2階）

内容 委員の皆さんが問題点などを発表し、協議する予定です。

その他 傍聴席を設置しますので、ぜひお越しください。

もっと詳しく知りたい

市民の皆さんに計画地の状況などを正確にお伝えするため、要望に応じて説明会を開催しています。

対象 町内会や各種団体など

※参加者はおおむね10人以上

開催日時 午前10時～午後9時の間で、曜日は問いません。

申込方法 説明会の10日前までに、町内会長または団体の代表者が、電話またはファクス、Eメールで環境保全課環境保全担当（☎34・8111／FAX34・8115／✉nkkyo-h@city.nishio.lg.jp）へ。